

2 吹市総第 26 (2091) 号
令和 3 年 3 月 3 日
(2021 年)

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中 宏和 様
北大阪地域協議会
議長 溝口 博己 様
吹摂地区協議会
議長 小西 仁 様

吹田市長 後藤 圭二
(公印省略)

2021 (令和 3) 年度 政策・制度予算に対する要請について (回
答)

平素は市政発展に御協力賜り、厚くお礼申し上げます。
令和 2 年 (2020 年) 12 月 2 日に受付しました標記のことにつきまして、別紙のと
おり回答いたします。

【問合せ先】

吹田市 市民部 市民総務室 広聴担当
(吹田市役所 中層棟 1 階 105 番窓口)
担当者：川下
〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号
電話番号 06-6384-1378 (直通)
F A X 番号 06-6385-8300
メールアドレス：ko_sodan@city.suita.osaka.jp
平日 9:00~17:30 (土・日・祝日は休み)

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1) 就労支援施策の強化について

①「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の取り組み強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された就職氷河期世代への支援策については、市町村が行う福祉サービスと連携し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう取り組みを充実させること。

(担当：地域経済振興室)

就職氷河期世代の支援については、対象者の多様なニーズに合わせ、国や府と連携し様々な支援に取り組むとともに、本市でも関係部局で連携を図り、取り組み強化に努めてまいります。

(担当：生活福祉室)

就職氷河期世代の支援については、厚生労働省のモデル事業として大阪府が取組んでいるところと聞いており、今後、市町村でも就労支援に関するプラットフォームを設置するような動きになっていくと思われまます。本市でも雇用・労働と福祉担当部署で連携を図ってまいります。

②地域での就労支援事業強化について

「地域就労支援事業」に基づき、コロナ禍における労働環境の悪化に対して、雇用創出・確保に向けた取り組みを強化すること。併せて、地域で運営されている「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、雇用の維持や働き方改革の推進等に努めること。

(担当：地域経済振興室)

コロナ禍における労働環境の悪化については、地域就労支援事業に基づき、市内2か所に設置する地域就労支援センターでの相談業務や「職業紹介事業」などに積極的に取り組んで行くことで、雇用の確保に一層努めてまいります。

また従来から「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」におけるブロック部会等で、本市を含む市町村がどのような課題があり、取り組んでいるのかなどについて、情報共有や意見交換を図り事業に活用しているところです。今後も地域労働ネットワークも含め、関係機関や各種団体と連携を密にしながら就労支援施策を推進してまいります。

③障がい者雇用の強化について

大阪で民間企業に雇用されている障がい者数は16年連続で増加し、実雇用率も前年を上回っているが、法定雇用率達成企業の割合は43.1%と半数以下にとどまっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による障がい者の解雇が増加、新規求人数も減り、雇用環境が悪化する恐れもある。さらに今後、法定雇用

率が0.1%引き上げられる予定もあることから、9月に改正されるハートフル条例に基づいた施策を図り、障がい者雇用をより一層促進すること。

(担当：障がい福祉室)

障がい者の雇用促進にあたっては、就職及び職場定着に係る体制整備が必要と認識しています。市内事業者に対し、障がいへの理解促進及び職場において合理的配慮が提供されるよう、啓発等取組みを進めてまいります。

(2)男女共同参画社会の形成（推進）に向けて

①女性活躍推進について

女性活躍推進法に基づく推進計画の「取り組み成果」と「今後の課題」を市民に分かりやすい資料等で公表し、市の特徴等についても公開すること。また、新たなプランの策定には、「ジェンダー平等」をめざす市の姿勢を鮮明にアピールし、固定的性別役割分担意識の根絶につながる具体的施策を盛り込むこと。

(担当：人権政策室)

女性活躍推進法に基づく推進計画の「取り組み成果」と「今後の課題」につきましては、毎年「第4次すいた男女共同参画プラン施策実施状況年次報告書」を作成し、関係各所に配布するとともに、ホームページにも公表しているところです。今後も引き続き市民に分かりやすい資料の作成を心掛けてまいります。

また、令和5年度を始期とする第5次すいた男女共同参画プランの策定にあたりましては、国が示す「第5次男女共同参画基本計画」や大阪府が示す「おおさか男女共同参画プラン」を踏まえ、様々な取組にジェンダーの視点を盛り込んでまいります。

②女性活躍推進法の改正について

「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう労働基準監督署と連携し、市内事業者に対する働きかけを行い、2022年の「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けた周知活動を積極的に行うこと。

(担当：地域経済振興室)

女性活躍推進法に対する周知につきましては、市ホームページや啓発紙の作成・配布を通じて、市内事業所に向けた啓発に取り組んでまいります。また、「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けて、各関係機関とも連携しながら、様々な機会をとらえて啓発に取り組んでまいります。

(3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

「働き方改革関連法」に関連して、2021年4月より中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用され、「改正労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）施行により、大企業は2020年6月から、中小企業においては努力義務期間をもうけたうえで2022年4月から具体的な防止措置が企業に義務化される。企業（特に中小企業）への周知はさることながら、労働者への周知徹底を強化すること。また、相談機能については労働者のニーズに応じた迅速な対応が重要であることから、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム等を検討すること。

（担当：地域経済振興室）

パートタイム・有期雇用労働法につきましては、中小企業でも2021年度に施行となり、同一労働同一賃金が適用されることを踏まえ、本年度セミナーを開催いたしました。また、市のホームページや啓発紙の作成・配布を通じて、市民や市内事業所に向けた啓発に取り組んでまいります。パワハラ防止措置の企業義務化の周知に向けた改正労働施策総合推進法や働き方改革関連法などについても引き続き啓発してまいります。

また、相談機能の対応については、市の対面労働相談での相談や、大阪府の実施するオンライン労働相談や電話相談の案内など、労働者のニーズに応じた相談窓口を案内できるよう引き続き検討してまいります。

②外国人労働者が安心して働くための環境整備について

外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れ企業に対して労働法令等を順守させるとともに、外国人労働者が集团的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等の交渉ができるよう、支援を強化すること。また、外国人向けの相談体制については多言語に対応する等、自治体としての相談機能を充実させること。

（担当：地域経済振興室）

企業への労働法令順守については、引き続き市内事業者に対し、労働法令の周知・啓発に取り組んでいくとともに、外国人労働者の支援策として、大阪労働局の外国人労働者相談や、ハローワーク大阪外国人雇用サービスセンターをご案内しています。働きやすい環境整備や相談・支援制度の確保に努めてまいります。

(4)地方創生交付金事業を活用した就労支援について

外国人労働者の活躍推進に向けた就労・生活支援に「地方創生推進交付金」を活用する等、外国人集住都市等における先進的・優良な取り組み事例を参考にし、安心して働くことができる環境整備に取り組むこと。

（担当：地域経済振興室）

外国人集住都市等において取り組まれている先進事例も参考にしながら、安心して働くことができる環境整備に努めてまいります。また、大阪労働局と連携した

「外国人就労・定着支援研修事業（定住外国人就職支援コース）」の活用など、外国人労働者の活躍推進に向けての取り組みに努めてまいります。

(5)産業政策と一体となった基幹人材の育成と確保について

大阪経済を支える製造・運輸・建設分野の人材を確保していくためには、技能習得の支援とその仕事の魅力（将来性とやりがい、安全等）の発信・伝達が入り口となる。引き続き、人材育成・確保に向けた施策を強化すること。

(担当：地域経済振興室)

製造・運輸・建設分野の人材育成・確保施策へは、ハロートレーニング等の案内などで周知しており、JOBナビすいたにおいても、これらの分野の求人も取り扱っており、引き続き人材育成・確保に努めてまいります。

(6)治療と職業生活の両立に向けて

現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」（2018～2023年）が促進されるよう、自治体の自主的かつ主体的ながん対策の進捗状況や課題点を検証し、全ての働く世代のがん患者の就労支援を推進すること。

(担当：地域経済振興室)

がん患者や家族が自分らしい暮らしを送ることができるよう、治療と仕事の両立の啓発に取り組みます。市内事業所に向け、昨年度には「がんと仕事の両立」をテーマに、治療と仕事の両立の推進についてセミナーを実施しました。今後も、関係機関と連携しながら、治療と仕事の両立についての取組を進めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1)中小企業・地場産業の支援について

①ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材の経験を活かし、インストラクターを養成するためのスクールを開設する等、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

(担当：地域経済振興室)

製造業等に対する支援として、生産性向上特別措置法に基づく固定資産税（償却資産）の特例、産学間・企業間の共同研究開発や知的財産権取得に対する補助金制度などの支援に取り組んでいます。

また、産業を担う人材の育成を図るため、ポリテクセンター関西やものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）における事業の情報提供を行っており、今後も支援の充実に向けて検討してまいります。

②若者の技能五輪への挑戦支援について

中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。合わせて、職業能力開発施策に関する情報提供や、事業主に対する助成制度の情報発信と周知徹底を行うこと。

(担当：地域経済振興室)

ものづくり基盤強化の取組として公的機関が実施する大会には、市内事業所に勤務する技能士も出場しています。

引き続き市内事業所に対する情報提供を行い、卓越した技能士の育成に努めてまいります。

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるための融資・補助制度をわかりやすく情報発信すること。また融資の際には、対象企業の将来性・発展性を重視し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施するとともに、コロナ禍においては返済猶予を設けること。

(担当：地域経済振興室)

中小企業者の資金需要に対して、迅速かつ負担感の軽減となるように、吹田市融資制度における借換え要件の撤廃を実施し、円滑な資金供給を整えてまいりました。

昨今のコロナ禍においては、セーフティネット保証や危機関連保証等を利用した府のコロナ対策融資について、ホームページ等を活用しながら積極的な制度周知に努めてまいりました。今後も、中小企業者に対する制度周知に努め、より活用しやすい制度となるよう取り組んでまいります。

④非常時における事業継続計画（BCP）について

新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症を含む災害時における事業継続計画（BCP）の策定は、普及率の低い中小企業にとっては喫緊の課題である。全国初となる経済産業省（近畿経済産業局）との連携協定により「BCP策定大阪府スタイル」が全国モデルとなるよう市としても積極的な啓発活動に取り組みとともに、市のBCP策定率や災害対応力について効果検証し、公表すること。

(担当：地域経済振興室)

中小企業の事業活動の安定、発展を支援するために、事業継続計画（BCP）をテーマとした中小企業セミナーの開催や、企業訪問や経済団体との交流の場を通じた情報提供に取り組んでまいりました。今後は、自然災害等の際の地域経済・雇用への影響も踏まえ、商工会議所や本市危機管理担当部局とも連携し、事業継続力強化支援計画の推進に努めてまいります。

(2)下請取引適正化の推進について (★)

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化や下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」（しわ寄せ防止総合対策）に基づき、働き方改革に関連する下請法違反等の行為について、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底して行うこと。

(担当：契約検査室)

工事請負契約の締結に当たりましては、契約書において建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない旨を定めております。あわせて、建設工事の契約者に対しましては、下請の適正化や適正な労働条件の確保等についての取扱いを定めた指導文書を配布しており、その中で下請代金の決定、支払条件の決定等の下請業者との契約については、建設業法その他関係法令を遵守し、適正な下請負関係を結ぶこと、また、公正で信義に従った誠実な対応を行うことを求めています。

今後とも、下請の適正化等につきまして、より一層の啓発に努めてまいります。

(3)公契約条例の制定について

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

(担当：契約検査室)

公契約制度につきましては、労働基準法等の関係法令との整合性をもった法整備が国によりなされるべきものであると考えており、公契約法の制定について大阪府市長会を通じて国に要望しているところです。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1)地域包括ケアの推進について (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・料ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込み構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

(担当：高齢福祉室)

地域包括ケアシステムの構築につきましては、平成30年（2018年）4月から3年間を計画期間とする「第7期吹田健やか年輪プラン」に沿って取組を進めてお

り、現在令和3年（2021年）4月から3年間を計画期間とする「第8期吹田健やか年輪プラン」の策定を進めています。引き続き、看護小規模多機能型居宅介護や小規模特別養護老人ホームなどの地域密着型サービスの整備を進めるとともに、医療と介護の連携の仕組みづくりや啓発、必要なサービスの確保に取り組みます。

地域包括ケアシステム構築の進捗状況につきましては、外部委員で構成する市の諮問機関である「吹田市社会福祉審議会高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会」へ報告し御意見をいただくとともに、ホームページでの公開やフォーラムの開催等を通じて周知を図りながら、その構築を進めてまいります。

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受信できるよう制度を改定すること。さらに、大阪府が実践的に取り組んでいる「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広くPRする取り組みを行うと。また、市民が健康に関する情報等を気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体等とも連携したキャンペーン等の具体的な取り組みを行うこと。

(担当：保健センター)

本市では特定健診の対象とならない30歳代の方に対して、市独自で30歳代健診を実施していますが、がん検診は、国の「がん検診実施のための指針」に準拠して実施しており、乳がん検診、子宮がん検診は、2年に1回とされていることから、毎年受診していただくことは検討しておりません。

また、「おおさか健活マイレージ（アスマイル）」につきましては、ホームページや市内の公共施設や商業施設等にチラシを設置するなどして市民への周知に努めております。

次に、市民が健康に関する情報等を気軽に入手できる取組として、市内の商業施設の協力を得て、食品売り場に減塩や野菜の摂取などの健康に関するポップを掲示し、健康にあまり関心のない市民にも自然に情報が届けられるように努めています。さらに、本年2月からは、LINEセグメント配信により、誕生日を登録していただくと、受診月にその年に受診可能ながん検診等の案内が届く取組を開始しておりますが、今後も医師会や薬剤師会、保険会社等様々な団体等とも連携しながら、引き続き様々な機会を通して市民の健康づくりに向けた取組を推進してまいります。

(3) 医療提供体制の整備に向けて

① 医療人材の勤務環境と処遇改善について

医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。加えて、緊急事態を想定した医療人材の確保と、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充等を積極的に実施すること。

(担当：地域経済振興室)

医療分野への人材確保などについては、JOBナビすいたにおける求人情報の提供や就職支援講座を通じて医療関係事務を取り扱うなど今後も検討してまいります。

②医師の偏在解消に向けた取り組みについて

地域で安心して医療を受けられる提供体制を実現するため、地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するための効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、人口構造の変化に考慮した効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用を促進すること。

(担当：保健医療室)

本市におきましては、昨年4月から市保健所を設置しており、大阪府医療計画に位置づけられた医師の偏在解消に向けた取組や地域医療構想の推進について大阪府と連携しながら保健所としての役割を果たしてまいります。また、医療機器の共同利用につきましては、大阪府外来医療計画に基づき、診療所等の新規開設時に意向確認を行い共同利用への協力を求めています。

(4)介護サービスの提供体制の充実に向けて

①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

(担当：高齢福祉室)

本市では、介護人材の確保及び職場への定着に係る取組として、ハローワークとの共催による合同面接会や、就労支援機関JOBナビすいたとの共催による介護職

の魅力を発信するセミナーを開催するとともに、介護サービス事業者に対する従業員の介護資格取得支援を実施しています。介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充等の義務付け等につきましては、現時点では検討しておりません。

②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう支援すること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報等に取り組むこと。

(担当：高齢福祉室)

地域包括支援センターが一定の水準で実効性ある機能を発揮できるよう、研修等の資質向上や必要時のフォローアップ等の後方支援を行うとともに、毎年、国等の評価指標に基づいて前年度の業務評価を実施し、業務の改善につなげています。

介護離職を防ぐための相談機能の強化や周知・広報についても、引き続き取り組んでまいります。

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて

①待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。

(担当：保育幼稚園室)

令和2年度からの第2期子ども・子育て支援事業計画においても必要な保育量は増加すると見込んでいるため、引き続き待機児童解消策を実施していく必要があります。事業計画を作成するうえで、待機児童数だけでなく、入所不可児童数を地域別・理由別に把握し、入所不可児童数を含んで必要保育量を算出しております。保育の確保方策につきましては、保育所等の整備及び既存幼稚園の認定こども園移行を基本方針として、計画的に取り組んでおります。

また、小規模保育事業所の卒園児は、保育所等へ入所できるように3歳児の受け皿確保や開所時間の延長などサービスの拡大に努めてまいります。

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正

規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置すること等、現場ニーズの把握や支援のあり方等について検討し、保育の質の向上につなげること。

(担当：保育幼稚園室)

民間の認可保育事業所に対しては、予備保育士の人件費に対する「保育特別対策費助成」、保育支援者の人件費に対する「保育体制強化費」、保育士用の宿舍借り上げ費用に対する「保育士宿舍借上費」等の助成を行い、保育士等の確保と処遇改善を図っております。

また、毎年、「吹田市保育問題懇談会」、「吹田市特定地域型保育事業所連絡会」の場にて、民間の保育事業者と行政とで意見交換を行っております。

(担当：放課後子ども育成課)

本市の指導員（放課後児童支援員）につきましては、現在、多くの欠員を生じているため、積極的な採用活動により指導員を確保し、労働条件や職場環境の向上に努めます。また、定着率を上げるため、新採指導員への研修を行ったり、職場での悩みがないかを聴取するなどの対策を講じております。

事業を委託している民間事業者に対しては、定期的に会議を開催することにより、保育に関する情報交換を行い、保育の質の向上を図っております。

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

(担当：保育幼稚園室)

子ども・子育て支援事業の中で、病児・病後児保育事業につきましては、令和元年度に新たに3か所を整備し、合計6施設となり、市民サービスを拡充してまいりました。

また、「吹田市特定教育・保育施設等運営助成金交付要領」に11の助成種目（延長保育事業費、看護師助成等）を設けて、民間の認定保育事業所に対する財政支援を実施しています。

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速

やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

(担当：福祉指導監査室)

企業主導型保育施設は認可外保育施設に位置付けられていることから、認可外保育施設指導監督基準を満たし、児童の安全が適切に確保されているか確認しております。引き続き、認可外保育施設指導監督の指針に基づき、運営状況報告や立入調査等において指導監督を行ってまいります。

(担当：保育幼稚園室)

企業主導型保育事業は、内閣府が進めている待機児童対策により創設された施設であり、計画段階から市町村の関与がない状況で設置が進められています。

また、整備費・運営費の補助の他、定期的な指導・監督についても、内閣府から委託を受けた児童育成協会が実施をすることとなっています。市から企業主導型保育施設に対する積極的な関与は困難と考えられますが、企業主導型保育事業の開設を検討している事業所等からの相談があった際には、市内地域別の保育ニーズや就学前児童数の推移等の情報提供を行ってまいります。

⑤子どもの貧困対策について

「子どもの貧困」の解消に向け実施している「子どもの学習・生活支援事業」を活用し、子供の居場所づくりの観点からもNPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること。

(担当：子育て政策室)

子供食堂への支援策としましては、「大阪府新子育て支援交付金」を活用して、子供食堂の開設に係る費用を補助する補助金を立ち上げ、令和2年10月から申請受付を開始しているところです。

また、子供食堂へは、市が備蓄する災害用食料やフードドライブで集めた食材などの提供のほか、企業や大阪府、社会福祉協議会等からの寄付情報の提供も行っています。

今後も子供食堂運営者に対する支援を継続してまいります。

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、府民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、ネグレクト等の児童虐待を予防するため、子育て世代包括支援センターにおいて子どもと保護者への切れ目のないワンストップ型の支援を充実させるとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加え

て、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

(担当：家庭児童相談課)

吹田市では、毎年児童虐待防止推進月間に関係機関の協力を得て、虐待防止の啓発ポスターやチラシを市内の各施設に掲示するとともに、市民向けの公開講座を開催するなど、児童虐待防止法の周知やオレンジリボン運動の啓発に取り組んでいます。引き続き、コロナ禍における、より適した啓発活動を模索するとともに、子育て支援事業を着実に実施して、子育てにおける養育者の負担感の軽減を図るなど、虐待の未然防止に取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出の自粛等の影響によって、水面下で虐待事案が増加していると懸念されることから、学校や保育園など関係機関に改めて児童の状況把握をお願いするなど、連携の強化を図ってきたところです。引き続き、要保護児童対策地域協議会を中心とした連携の中で、早期発見に努めてまいります。

(担当：のびのび子育てプラザ)

子育て世代包括支援センターにおける、利用者支援事業に従事する職員については、必要な子育て支援員研修を実施しております。

(担当：保健センター)

保健センターでは、関係機関と連携し妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援に努めています。また、相談業務を担う保健師、助産師は児童虐待に関する専門知識や対応スキルの向上を図るための研修等に積極的に参加し、日々の業務に活かせるよう努めています。

⑦小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。

(担当：保健医療室)

休日夜間の小児一次救急については、小児科医の確保が非常に困難であることから、各救急医療機関において運営を維持することができない状況となったため、豊能4市2町が共同で設立、運営している豊能広域こども急病センターでその役割を担っています。また、休日昼間については本市休日急病診療所において実施しております。小児科医の確保が困難な現状では、新たにこどもの救急医療体制の整備は困難な状況です。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1)指導体制を強化した教育の確保と資質向上

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）を遵守すること。

(担当：学校教育室・教職員課)

令和2年度より、大阪府から各校に配置されている「指導方法の工夫改善定数」を活用した「35人学級編制」が可能となったことから、本市におきましては、各校の状況に応じてその積極的な運用を促進しております。令和3年度以降、小学校においては段階的に35人学級編制が導入される見込みであるため、現在、準備を進めているところです。

教職員の勤務時間につきましては、ICレコーダーを活用した「在校等時間」の客観的な把握を行い、学校と協働で適正化を図るために各種取組を進めております。また、取組の実効性を高めていく観点から、令和2年度に「吹田市立学校の教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、上限時間を意識した業務管理に努めているところです。

(2)奨学金制度の改善について

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないこと等、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、市における奨学金返済支援制度を創設すること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。また、コロナ禍において返済困難な労働者に対しては返済猶予措置について検討すること。

(担当：学務課)

給付型奨学金制度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受け、国による緊急対応措置が拡充されていることから、今後も国の動向を注視してまいります。また、市における奨学金返済支援制度の創設については、財源確保等の課題があることから、困難であると考えております。

(担当：地域経済振興室)

奨学金利用者が地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度導入につきましては、財政上、困難な状況ですが、奨学金を利用した大学生等をはじめとする若者の地元企業への就職は、企業への人材供給や定住促進を図るうえで重要であり、課題の一つとして研究してまいります。

(3)人権侵害等に関する取り組み強化について

①差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。ヘイトスピーチをゼロにするための対策、周知活動を強化し取り組むこと。

(担当：人権政策室)

ヘイトスピーチをはじめとする差別的行為は、人としての尊厳を傷つけ、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、差別意識を生じさせることにもつながりかねないことから、決して許されるものではありません。

本市におきましても、国・府と連携しながら、不当な差別的行為の解消に向けて、ホームページで発信する等、引き続き啓発に取り組んでまいります。

②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・市民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、市においても条例設置を目指すこと。加えて、行政施設においては、多目的トイレ等、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

(担当：人権政策室)

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別につきましては、社会の認知度が十分に進んでいないことから、まず正しい知識と理解を深めることが重要であり、啓発の取組を継続的に実施しております。また、「吹田市人権尊重の社会をめざす条例」に基づき、性の多様性を認め合い、すべての人が自分らしく暮らせる社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

(担当：資産経営室)

今後も、多目的トイレの整備等、誰もが利用しやすい環境整備に取り組みます。

③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について市民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

(担当：人権政策室)

部落差別の解消の推進に関する法律につきましては、ホームページ等により市民の方に周知するとともに、理解を深めていただけるよう啓発を行っているところで

す。今後も部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃に向けて引き続き取り組んでまいります。

(担当：地域経済振興室)

ハローワーク淀川並びに市内事業所で構成する吹田企業人権協議会と連携をし、就職差別撤廃月間において、広く市民や企業に対し啓発を実施しているところです。今後とも、関係機関と連携をし、就職差別の撤廃に向けて、啓発に取り組んでまいります。

(4)投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所(期日前投票も含む)を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

(担当：選挙管理委員会)

本市選挙管理委員会事務局としまして、本市の地理的要因や過去の選挙の実態などを踏まえ、広く有権者の方々の投票環境の向上、ひいては投票率の向上に努めてまいりました。今後もこれらの事項の検討を進めていく中で、今回いただきました御意見を参考にさせていただきます。

(5)ふるさと納税の運用について

ふるさと納税の用途について、通常の歳出では予算の確保がされにくい教育予算や産業振興など、地域活性化に資するものに優先的に運用すること。

(担当：企画財政室)

寄附者の多様な意向に応えるため、本市においては、※吹田市第4次総合計画の8つの大綱の区分を基本とし、現在は「新型コロナウイルス等感染症対策」を加えた9種類の寄附金の用途を設定しています。寄附者の意向を尊重し、それぞれの用途に沿った事業に活用してまいります。

※1 人権・市民自治、2 防災・防犯、3 福祉・健康、4 子育て・学び、5 環境、6 都市形成、7 都市魅力、8 行政経営

5. 環境・食料・消費者施策

(1)食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて

食品ロス削減にむけて、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「**3010運動**」等効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併

せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする条例制定等、環境整備を進めること。

(担当：環境政策室)

本市と連携する市民、企業、行政の三者協働組織「アジェンダ 21 すいた」において、ポスター等の啓発グッズの設置や配布に協力いただいた飲食店を「すいた食べきり運動推進協力店」として登録し、削減に向けた啓発活動を行っています。

(2)フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

(担当：環境政策室)

平成28年度からフードドライブを市のイベント等で開催し、令和2年度は回収拠点を1か所増やし、年2回開催を行っており、市内の子供食堂や福祉施設等やフードバンク大阪に提供を行っています。

(3)消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、市独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

(担当：市民総務室)

現在、庁内関係室課や消費者団体、警察など関係機関と連携しながら、様々な機会を捉え、幅広く消費者問題の啓発活動を行っています。今後も、法に適合した、商品やサービスの契約の仕組みを相談窓口において教示するとともに、引き続き啓発活動に取り組みます。

(4)特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に

行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

(担当：市民総務室)

令和2年度(2020年度)はコロナ禍にあって、特別給付金に便乗した詐欺が発生するなど、多様化する手口から被害の未然防止を図るため、ホームページ等において、最新の特殊詐欺事例を紹介し注意喚起に努めています。また、啓発チラシを作成し、公共施設への配架や自治会の掲示板への掲出など、より多くの市民が目にするよう広報に工夫しています。

これまでに自動通話録音装置の貸与事業や防犯機能付電話等の購入費補助事業を実施してきました。今後もより効果的な手法を検討し、特殊詐欺被害の未然防止対策に取り組みます。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1)交通バリアフリーの整備促進

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターを設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

(担当：総務交通室)

本市におきましては、福祉のまちづくりの推進に寄与することを目的として、エレベーターやエスカレーターを設置等、公共交通事業者が行うバリアフリー化設備の整備に対し、国、大阪府と協調し、補助金を交付する施策を実施しております。

また、大阪市高速電気軌道株式会社の事業として、江坂駅北東出入口付近にエレベーター設置に向けて、本市で試掘調査を行うとともに、設置の検討を進められております。

駅舎のバリアフリー化設備の整備補修に対する補助金の交付等の支援策につきましては、他市の状況等について調査・研究してまいります。

(2)安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市町村や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討すること。

(担当：総務交通室)

可動式ホーム柵の設置に対する補助については、国・大阪府の補助が無かった場合でも本市単独での補助が可能となるよう見直しを行いました。

また、「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」につきましては、学識経験者、交通事業者、市民、関係行政機関等で構成される吹田市バリアフリー懇談会を毎年開催し、バリアフリー施策のスパイラルアップを図っております。

(3)キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや保育士が巻き込まれる事故を防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置を促進し、運転手に注意を呼び掛けるキャンペーン等を実施すること。

(担当：保育幼稚園室)

現時点で市内にある110の認可保育施設やそれ以外の認可外施設等それぞれの危険箇所について、道路管理者及び吹田警察署立会いの下で緊急点検を完了し、順次必要箇所の対策を実施しております。引き続き関係部局と情報共有を行いながら、危険箇所の点検と対策の実施を繰り返し進めてまいりたいと思います。そのうえで、キッズ・ゾーンの設置については調査・研究を進めてまいります。

(4)防災・減災対策の充実・徹底について

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。

(担当：危機管理室)

感染症対策物品を指定避難所135施設へ配備するとともに、「避難所における感染拡大防止を目的とした訓練」を実施しました。また、各避難所における新型コロナウイルスなどの感染症に対応した避難所運営がなされることを目的として「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン

<https://www.city.suita.osaka.jp/var/rev0/0476/6737/120102720547.pdf>」を作成し、避難所開設・運営に関する動画配信等を行いました。

引き続き、保健所、関係部局と連携し、減災対策の充実化に努めていきます。

(担当：福祉総務室)

「避難行動要支援者名簿」（本市の呼称は「災害時要援護者名簿」以下「名簿」という。）については、毎年、6月と12月に新しく対象となられた方に同意確認を行い、半年ごとに更新しています。

協定を締結し名簿を提供している地域支援組織等には、平常時から声かけ・見守り活動や避難訓練等に名簿を活用してもらうよう説明をしています。また、要支援者本人には、自助についての説明や普段から地域の方と顔の見える関係づくりの大切さを啓発しています。

福祉避難所開設訓練を実施する際には、地域と連携した訓練の実施を依頼しており、その訓練内容については、福祉避難所指定施設の長で構成する「吹田市福祉避難所運営調整会議」で報告していただき、施設間で情報共有を図っています。

(担当：広報課)

災害発生時における市ホームページについて、市の被災状況や被災者支援情報等をカテゴリー毎に分けて表示するほか、発災後の時間経過に応じて求められる情報を必要なタイミングで提供するなど、情報が探しやすくなるよう工夫に努めてまいります。

(5)地震発生時における初期初動体制について

地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要であるが、各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣市町村に働きかけを行うこと。

(担当：危機管理室)

三島地域における災害時連携を目的とした相互応援協定を締結して、近隣市と連携強化を図っています。引き続き、近隣市や中核市間での連携強化に努めていきます。

(6)地域防災対策の連携強化について

大規模災害発生時には、行政の対応にも限界がある。日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助という視点のもと、自主防

災組織や消防団・水防団の体制強化、防災ボランティアの登録制度の整備等、地域住民に協力いただくような地域防災対策を講じること。また、帰宅困難となった府民に対して、一時避難できる場所の確保を鉄道事業者、地域企業と日常的に連携を行うこと。

(担当：危機管理室)

災害対応における地域との連携は、より多くの市民の命をつなぐためにも必要であると強く認識しています。平時から自主防災組織の結成支援に努めるとともに、地域のリーダーとして活躍する人材の育成を積極的に進めています。

帰宅困難者対策としては、近隣市及び地域事業所と連携して訓練を設計し、年に一度大規模な訓練（災害時帰宅困難者体験訓練）を実施しています。今後も引き続き地域との連携強化に向けて、取り組んでいきます。

(7)大阪府北部地震に対する継続支援について

2018年6月に発生した「大阪北部地震」への支援を継続して行うとともに、国・大阪府に対しても必要な措置を求めること。特に、府域内で同じ全壊、大規模半壊の被災者の間でも支援の有無に差が生じないように、引き続き検討を進めること。

(担当：危機管理室)

大阪府北部を震源とする地震では、本市は震度5強を観測し、死者や家屋の全壊などの被害はありませんでしたが、市の広範囲にわたり人的被害や建物被害が発生しました。

被災し、住宅に被害があった方に対しては、被災住宅の応急修理（対象：半壊、大規模半壊）、一部損壊等住宅修繕支援制度（対象：一部損壊以上）など必要な支援を行ってまいりました。

(8)集中豪雨等風水害の被害防止対策について

①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

(担当：開発審査室)

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害が発生する恐れがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や特定の開発行為の制限を行うことを目的とした土砂災害防止法が平成13年（2001年）4月に施行されました。この法に基づき、大阪府は土砂災害が発生する恐れがある区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定しています。この指定区域の位置等は大阪府ホームページ、市の窓口においても閲覧が可能となっています。なお、斜面の崩壊防止などの対策等の相談は大阪府が行っていますが、宅地の安全性の確保は土地所有者の責務となります。また、土砂災害特別警戒区域内の既存住宅の移転等に対して『吹田市がけ地近接等住宅移転事業補助金交付要領』及び同区域内の既存住宅の補強等に対して『吹田市土砂災害特別警戒区域内住宅補強事業補助金交付要領』を令和元年（2019年）10月から施行しており市のホームページ及び年2回の市報等で補助制度について周知を行っています。さらに、大阪府が指定している「土砂災害特別警戒区域」等の一部分において、都市計画法の開発事業を行う場合には、災害を未然に防止するためにも開発事業者が隣接土地所有者と協議を行い、「土砂災害特別警戒区域」等の解消に向けて大阪府と協議するように指導しています。

（担当：危機管理室）

大阪府、関係部局とともに随時見直しを図っていきます。

また、危険と判断された箇所については、ハザードマップで市民周知を図り、啓発を行っていきます。

②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、市民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては、市民に不安を与えないようコロナ対策を行った上での対応を行うこと。

（担当：危機管理室）

災害時における事業継続については、行政、事業所の責務として、事前に計画しておくことが必要です。本市においても大規模災害であっても適切な業務執行を行うことを目的として、「吹田市業務継続計画 <https://www.city.suita.osaka.jp/var/rev0/0392/5985/119110165219.pdf>」を作成しています。

災害発生時には、速やかに事業の継続状態を市民へ周知していきます。

(9)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く

者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

（担当：総務交通室）

公共交通機関における暴力行為防止に向けた啓発活動等につきましては、各公共交通機関等から要請があった際には、協力し、掲示等を行います。暴力行為の防止対策につきましては、一基礎自治体だけで取組を進められるものではなく、都道府県単位や国が行うものであると考えます。

（担当：危機管理室）

公共交通機関の事業者が独自に行う施策への補助は致しかねますが、駅周辺や駅前広場等に防犯カメラを設置することでの防犯対策の検討は行っております。

(10)交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

（担当：総務交通室）

吹田市内は北大阪急行電鉄株式会社、Osaka Metro、阪急電鉄株式会社、JR西日本、大阪モノレール株式会社の5社の鉄道会社が運行しており、また阪急バス、近鉄バス、京阪バスと3社の民間バス会社が鉄道間を補完する形で運行しております。しかし、一部地域の公共交通については脆弱な部分が存在します。

市では、こうした状況を踏まえ市内全域の公平な交通サービスを提供するために、千里丘地区については、コミュニティバス導入に向け、平成18年12月より試験運行を開始し、その後平成23年4月より本格運行を開始しております。千里山地区におきましても、千里丘地区と同様に、乗合交通の導入に向け現在、令和3年度後半の試験運行開始を目指して事業を進めているところです。

また、地域の個別間の課題に対しましては、今年度に市内の公共交通について議論する吹田市地域公共交通協議会を立ち上げますので、その中で公共交通事業者等、各関係機関と協議、情報共有等を行い、維持・改善に努めてまいります。

(11)持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

（担当：水道部総務室）

技術の継承等につきましては、各職場でのOJTや水道部内の研修を基本とし、他団体が実施する研修などにも積極的に参加し、技術力の向上と人材の育成に努めているところです。

また、安全衛生委員会を定期的開催し、職員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境づくりを進めており、引き続き労働環境の改善に努めてまいります。

（担当：水道部企画室）

本市は、2019（令和元）年9月に、水道事業の新たな基本計画「すいすいビジョン2029」（以下「ビジョン」という）を策定し、令和2年4月から持続可能な水道を目指して、経営基盤の強化をはじめとした取組を進めているところです。

ビジョン策定にあたっては、学識経験者と水道使用者から構成される「吹田市水道事業経営審議会」に諮問し、その答申を踏まえて施策の検討を行いました。

また、日頃から広報誌やイベント等の機会を捉えて、水道事業が抱える様々な経営課題のほか、大規模災害が発生した際の断水などのリスクについても説明し、水道事業の「見える化」に努めているところです。

水道は市民の命に直結する極めて重要なインフラであり、本市においては公的責任を前提とした事業運営を基本としています。

今後も市民に身近な「地域の水道」として、信頼される事業運営に努めてまいります。

以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2 吹市総第 26 (2092) 号
令和 3 年 3 月 3 日
(2021 年)

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中 宏和 様
北大阪地域協議会
議長 溝口 博己 様
吹摂地区協議会
議長 小西 仁 様

吹田市長 後藤 圭二
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に関する予算要請について (回答)

平素は市政発展に御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 2 年 (2020 年) 12 月 2 日に受付しました標記のことにつきまして、別紙のとおり回答いたします。

【問合せ先】

吹田市 市民部 市民総務室 広聴担当
(吹田市役所 中層棟 1 階 105 番窓口)

担当者：川下

〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

電話番号 06-6384-1378 (直通)

F A X 番号 06-6385-8300

メールアドレス：ko_sodan@city.suita.osaka.jp

平日 9:00~17:30 (土・日・祝日は休み)

(1)感染拡大防止に向けた対策強化について

① 医療提供体制の強化

再度の感染拡大に備えて、客観的根拠に基づく必要十分な検査・治療体制の確立、検査薬・マスク・消毒液・防護服など、治療に欠かせない物資の確保と供給体制の整備を行うこと。特に、医療崩壊を起こさず適切な治療が行えるよう、発熱外来の整備を早急に行い、医療関連従事者への感染検査、病院受診時の感染リスク確認等の検査の拡大を行うこと。

(担当：保健医療室)

本市では、複数の医療機関で帰国者接触者外来を実施し、南北2か所に地域外来検査センターを設置し、さらに、多数の医療機関が診療検査医療機関に指定されているなど、検査・治療体制を確立しています。また、増大する検査需要に応えるため、市独自に、地域外来検査センターの検査機器を使用して検査を実施した際にその費用を補助することで、市域全体の検査件数の増加を図るほか、かかりつけ医等での検査の更なる促進のため、地域の診療所で診察を受けた患者が自宅で採取した検体を回収する検体回収センターを設置しています。

治療に必要な物資については、国や府との連携によりその確保に努めており、医療機関のニーズを把握しながら、国・府から直接配付されるほか、本市においても可能な範囲で提供しています。

現時点では、医療従事者に対して感染確認のための検査の実施は予定しておりませんが、入院時や手術前の患者については、無症状者であっても医師が必要と判断した場合は、保険適用の検査を実施しています。

② 感染者受入れ体制の強化

新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設（ホテル等）では、従業員が感染者の対応に参加しなくても良いよう地方自治体が人員を配置するとともに、動線（ゾーニング・区分け）の確保の徹底をはかること。従業員が対応する場合は、労働者の健康管理と安全衛生管理を徹底するとともに、医療従事者と同様に防護服・マスク・手袋・消毒液などを支給すること。なお、使用した後は、利用者の不安を払拭（風評被害を防止）するためにも、自治体の負担により適切な清掃・消毒を実施すること。

(担当：地域保健課)

軽症者等が療養するための宿泊施設等については、大阪府が確保し、その運営にあたって必要な対策を実施しているところです。本市としましては、関係部局と連携しながら、さらなる充実に向けて大阪府へ要望してまいります。

(2)非常事態宣言時にも継続が求められる事業の労働者保護について

① PCR検査の拡充

新型コロナウイルスのPCR検査、抗原・抗体検査等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の特定接種の登録を活用するなど、優先順位を決めて、必要な労働者、希望する労働者が全員検査を受けられるよう体制を整えること。特に、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、マスクや消毒液など感染予防に最低限必要な物資を供給すること。また、感染防止を目的とした事業所の改装、必要資材の購入等への助成を行うこと。

(担当：地域保健課)

PCR検査につきましては、関係機関と連携・協力し、検査体制の充実に向けて取り組んでいるところですが、現時点では、希望者全員に対し、PCR検査を実施することは検討しておりません。

(担当：地域経済振興室)

小売業や飲食店等の一般消費者を対象とする事業者が多い商店街等の団体を対象に、消毒液や飛沫感染防止パネルの購入費、ポスター作成費等に要する経費の一部を補助する等、事業活動への支援に取り組んでいるところです。

② 感染者への誹謗中傷や差別・パワハラ等の禁止の徹底

医療従事者はもとより、食料や生活必需品を扱う方や輸送を担う方などを含めて、ライフラインの維持に努め昼夜業務に励んでいる多くの方が、差別的な扱いを受け、誹謗中傷を受けるなどの事案が発生している。新型コロナウイルスの感染に脅威を感じながらも使命感により懸命な努力を続け、国民生活は維持されている。その現状について、府民に周知し、理解が得られるよう情報発信に努め、周知徹底すること。加えて、企業に対しては、パワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針の周知を強化すること。

(担当：人権政策室)

新型コロナウイルス感染症にかかる誹謗中傷や差別に関しましては、ホームページで具体的な事例を挙げて不当な差別防止の呼びかけや相談窓口の御案内を行うとともに、SNSでも繰り返し発信を行っています。また、啓発ポスターを作成し、市内公共施設等に掲示するなど、啓発に努めています。

今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症に関連する差別防止の啓発を続けてまいります。

(担当：地域経済振興室)

パワーハラスメント防止に向け、引き続き企業等への啓発紙の配布やセミナー等を通じ周知を図ってまいります。

③ 保育・介護施設の事業継続

労働を継続するために必要な保育や介護の利用ができるよう措置をとること。また、幼児・児童にも感染が広がっている状況を踏まえ、保育を受ける子どもの数の抑制について、自治体が責任をもって対応を行うこと。加えて、保育所等の休園、児童の受け入れ縮小を行ったことに関して、土曜日保育や子育て支援に関わる諸補助事業等の履行が困難になった場合でも、公定価格や補助金を減額することなく、必要な緊急対応等を円滑に実施し得る新たな事業補助費を導入すること。

(担当：保育幼稚園室)

今般の緊急事態宣言は、昨年、発出されたものとは趣旨が異なり、感染防止対策を徹底しつつ、学校教育活動の継続及び保育所の原則開所を求めています。

これを受け、本市の公立保育所等・認定こども園・幼稚園につきましては、引き続き感染防止対策を徹底しながら、通常どおり開園しております。また、私立の各施設においても公立に準じるよう要請しております。

新型コロナウイルス感染症により臨時休園等を行った場合に公定価格や補助金等を減額しない取り扱いについて、国・府から発出された通知内容に従い、対応をしております。

(担当：高齢福祉室)

介護サービスが、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスであるという特徴を踏まえ、介護サービス事業所・施設等が、感染症対策を徹底した上で、介護サービス等を提供するために必要となるかかり増し経費については、大阪府が助成しています。

また、介護サービス事業所等が、感染者等に対応した場合に、介護サービスを継続して提供するために必要なかかり増し経費については、市が補助を行っております。

(3)雇用維持と事業継続について

① 休業要請の根拠の明示

休業要請する場合は、要請事業について客観的な根拠に基づき決定し、検討する企業に明確に示すとともに、市民にわかりやすく周知すること。

(担当：地域経済振興室)

国・府が発出する休業要請等の内容については、引き続き市報すいたや市ホームページ等を活用し、市民・事業者にも周知してまいります。

② 労働者の雇用の維持・継続への支援

休業を要請する企業に対しては、従業員の雇いを維持するよう徹底した指導を行い、当該企業が利用できる政府、自治体の支援メニューの提示、手続きの代行等、支援を確実に受けられるようサポートすること。特に、営業時間の短縮を要請する場合は、営業時間短縮に伴い従業員の所得削減を招かないよう、休業手当等の支払い、雇用調整助成金の活用等の指導を徹底すること。

(担当：地域経済振興室)

休業手当や雇用調整助成金等について、ホームページや本市作成の新型コロナウイルス感染拡大防止の施策についてのチラシ等の配布を通じ、周知に努めております。引き続き、情報の周知を徹底してまいります。

③ 中小企業支援の拡充

中小企業の事業継続に向けたワンストップ型相談窓口を設置し、周知するとともに、これを起点に事業継続を支援すること。特に、社会保険労務士の派遣などを含めて、雇用調整助成金の申請手続きのサポートを行うこと。

(担当：地域経済振興室)

吹田商工会議所や大阪府よろず支援拠点等において、経営面や資金面等の相談体制が整備されています。また雇用調整助成金に関する制度内容や具体的な申請手続き等については、ハローワークに加えて、吹田商工会議所に登録されている社会保険労務士に相談することができます。

④ 不利益を被った労働者への支援強化

賃金の減少、または解雇された労働者に対して、身近な市町村において、就職、生活資金融資、給付金や助成制度、納税等に関する情報等、生活維持に向けた相談を受ける窓口を設置し、市民に対して周知すること。

(担当：地域経済振興室)

賃金や労働時間、解雇など労働問題全般や社会保険等に関して、弁護士や社会保険労務士による労働相談を実施しており、課題の整理や問題解決に向けたアドバイスの提供を行っております。

今後も、大阪労働局はじめ関係機関と連携し、安心して働くことができる職場環境の形成に向けた周知・啓発に努めてまいります。

(4) エッセンシャルワーカーへの感染防止の強化について

① 社会インフラを支えるすべての方々への支援の充実

社会インフラを支える道路、鉄道、バス、港湾、空港、上下水道や電気・ガス、医療、保育、消防・警察、行政サービスなどに従事するの方々への支援の充実

を図ること。長時間労働の是正はもとより、安全確保の課題も重要となっている。感染を拡大させない観点からも、必要な感染予防措置を講じる際の費用負担などに関して、事業者への補助を行うなど、必要な支援について検討すること。

(担当：保育幼稚園室)

保育所等に感染防止用物品等の購入を補助・配布、職員研修費等を補助しています。

(担当：保健医療室)

帰国者・接触者外来を設置し、かつ、新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを行っている病院（特定病院）に医療物資購入費等を補助しています。

(担当：総務交通室)

公共交通事業者に感染症対策等に係る経費を補助しています。

② 公共交通従事者及び利用者への感染拡大防止と鉄道の安定的運行の確保

不特定多数の方が利用する鉄道をはじめとする公共交通機関においては、働く者の安全と公共交通機関からの感染拡大を防止する観点から、徹底した安全対策を講じる必要がある。事業者への支援を実施するとともに状況把握に努め、事業者・利用者をはじめとする各関係者への情報提供を通じ、鉄道の安定的な運行を確保されたい。

(担当：総務交通室)

本市としましては、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、公共交通事業者が実施した（する）対策について以下の支援を実施しております。

・吹田市公共交通新型コロナウイルス感染拡大防止対策補助金

バス・タクシー事業者が実施する新型コロナ感染拡大防止対策に要する費用の補助

・吹田市公共交通新型コロナウイルス感染症対応運行継続補助金

緊急事態宣言によりバス利用者が大幅に減る中、休日ダイヤでの運行で対応可能な状況においても、感染拡大防止を目的に密を避けるため、平日ダイヤでの運行を継続したことによる平日ダイヤと休日ダイヤに要する経費の差額分の補助

鉄道事業者につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第6項で国が定める指定公共機関に指定されています。その中で吹田市域を運行する鉄道事業者としては、西日本旅客鉄道(株)及び阪急電鉄(株)があります。同法第53条において、これらの公共機関は緊急事態において、旅客輸送の混雑程度に着目して感染拡大防止措置に配慮したうえで、安定的な運行を実施することが求められています。

また、指定公共機関には指定されていませんが、大阪モノレール・大阪メトロは、それぞれ大阪府・大阪市が財政面や経営面に関与している状況です。

これらの理由を基に総合的に判断し、鉄道事業者への支援は、国や大阪府などが実施すべきと考え、支援を行わないこととしました。なお、鉄道事業者より本市へ支援に関する要望はありませんでした。

(5)教育現場で働く方々の支援と子どもの感染拡大防止について

① 新型コロナウイルス感染症対策のための必要備品の確保

感染拡大防止の観点から、継続的に小学校、中学校、高等学校、支援学校等に備品・消耗品等の確保や業務遂行に必要な消毒薬、マスク等を確保すること。

(担当：保健給食室)

新型コロナウイルス感染症緊急対策アクションプランに基づき、小・中学校にマスク、消毒液、ハンドソープ、非接触型温度計等の感染防止用物品を配布しており、令和3年度については、不足の生じた物品を各校が状況に応じて購入することで、引き続き学校内の感染拡大防止対策を実施します。

② 学校の負担軽減

学校等の臨時休業（全国一斉、緊急事態宣言、延長）に伴う、修学旅行をはじめとする宿泊行事等のキャンセル料等の支援を行い、負担軽減を図ること。

(担当：学校教育室)

修学旅行については、小学校でキャンセルが発生しましたが、観光庁によるG o T oトラベル事業適用の一時停止延長に伴う無料キャンセルの適用により、キャンセル料は発生しませんでした。

林間等の宿泊行事におけるキャンセル料発生分については、市で予算措置することを検討しております。

③ 教員の負担軽減

教育現場の過重労働に対し、サポート教員やスクールソーシャルワーカー、地域社会からのサポーターなど、具体的に教育現場で活動できる人材の配置を行うこと。また、市町村ごとに教育現場の対応の格差がでないよう、大阪府として支援施策を講じること。

(担当：学校教育室・教職員課)

教育現場への人的支援に関しましては、学校サポートスタッフや学習支援員などを配置し、教職員の業務支援を行っています。

人的支援の充実については、国・府に対して継続的に働きかけをしているところです。

以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。